



独立行政法人福祉医療機構
東日本大震災への対応



平成23年9月13日
独立行政法人福祉医療機構
Welfare And Medical Service Agency



東日本大震災の被災者に対する迅速な対応



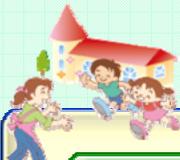
被災された地域の皆さまの病院や福祉施設などの災害復旧にかかる融資や当面の経営資金に必要な融資、また、年金担保貸付や年金住宅融資などをご利用の皆さまへの返済猶予等を実施

福祉医療貸付事業



出資金の追加 140億円
融資条件の優遇 100億円
二重ローン問題対応 40億円

貸付事業枠の確保
財政融資資金
1,700億円



災害復旧資金

無利子貸付の実施

- [福祉] 建築資金：全期間無利子
経営資金：当初5年間無利子、6年目以降も優遇
- [医療] 7.2億円まで当初5年間無利子
7.2億円超・6年目以降も優遇

償還期間の延長

- (建築39年、機械・運転15年)
- 通常
[福祉] 建築30年、経営5年
[医療] 建築30年、機械5年、運転3年



融資率の引上げ(100%)

通常 50~80%

無担保貸付の拡大

(建築1,000万円、運転3,000万円)
通常 500万円

既往貸付への対応

元利金の返済猶予
返済期限の延長
(最長5.5年)

返済方法の変更
(償還期間の延長や
貸付金利の見直し等)

更にフリーダイヤルによる土日・祝日対応の特別相談窓口を設置し、被災者を円滑、迅速かつきめ細かに支援

年金担保貸付事業等

返済
一律猶予
(4月15日分)

元利金の
返済猶予
(1年以内)

返済額
の減額



年金住宅融資等

元利金
の返済猶予
(1年~5年)

返済猶予中
の利率引下げ
(最大 1.5%
又は0.5%)

返済期間
の延長
(1年~5年)



退職手当共済事業

掛金納付
期限の延長
(5月31日まで)





補正予算対応状況（福祉医療貸付事業）



4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

5月2日
成立

融資条件の優遇

事業枠：財投1,700億円

予算額：出資金100億円

第一次

福祉貸付

- (1) 融資率：100%
- (2) 貸付限度額：担保額を上限
- (3) 設置・整備資金：無利子
経営資金：当初5年間無利子とし、
6年目以降も通常金利より優遇
- (4) 無担保貸付：1,000万円まで

医療貸付

- (1) 融資率：100%
- (2) 貸付限度額：担保額を上限
- (3) 貸付額7.2億円までの無利子期間
(当初5年間)を創設
7.2億円を超える金額及び6、7年
目も優遇金利を適用
8年目以降も通常金利より優遇
- (4) 無担保貸付：1,000万円まで
- (5) 据置期間：最長5年間に延長

7月25日
成立

二重ローン問題への対応

予算額：出資金40億円

第二次

新規貸付

- (1) 建築資金
償還期間を39年まで延長
- (2) 機械購入資金・経営資金
償還期間：15年まで延長
据置期間：5年まで延長
無担保貸付：3,000万円
まで拡充（但し経営資金
のみ）

既往貸付

- (1) 返済猶予、償還期間の延長
原則として5年間以内の返
済猶予、償還期間の延長
- (2) 条件変更による再生支援（個
別対応）
民間金融機関と協調し積極
的な条件変更（償還期間の延
長、金利の見直し等）を行う